道の駅整備事業 実施方針 新旧対照表

令和4年9月9日

<実施方針>

No.	頁	旧(修正前:令和4年4月25日公表)	新(修正後:令和4年9月8日公表)
1	20	2.4 応募者の備えるべき参加資格要件	2.4 応募者の備えるべき参加資格要件
		(略)	(略)
		(イ) 建設工事業務及び二次造成工事業務に当たる者	(イ) 建設工事業務及び二次造成工事業務に当たる者
		「建設工事」及び「二次造成工事」を行う特定建設工事共	「建設工事」及び「二次造成工事」を行う特定建設工事共
		同企業体の構成員は、以下の事項を満たすこと。	同企業体の構成員は、以下の事項を満たすこと。
		①建設業法第3条第1項第2号の規定に基づく、特定建設業	① 特定建設工事共同企業体の代表構成員は、 建設業法第3条
		の許可を受けていること。	第1項第2号の規定に基づく、特定建設業の許可を受けて
			いること <u>、かつ、その他の構成員のうち少なくとも1者は</u>
			<u>同規定に基づく、特定建設業の許可を受けていること</u> 。